

(別添)

公益社団法人日本介護福祉士会賛助会員入会基準等に係る規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本介護福祉士会（以下「本会」と略す）定款第5条に規定する賛助会員の入会基準等について必要な事項を定めるものとする。

(入会基準)

第2条 本会の目的に賛同し、その事業を支援または協力しようとする者を賛助会員とする。

2 入会を承認する個人又は団体の基準は、以下の項に定めるところによる。

- (1) 介護・医療・保健・福祉等に関する事業や活動のある者及び団体であること
 - (2) 過去に行政機関から指定の取消・指定の効力の全部又は一部停止の行政処分を受けた者及び団体並びに関係者及び関係団体ではないこと
 - (3) 現在又は過去において、暴力団（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）、暴力団関係企業・団体又はその関係者（暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものを含む）等に該当する者ではないこと
 - (4) 災害時の支援要請等に可能な範囲で対応いただける個人及び団体であること
- 3 第1項及び第2項の規定によらないものは、別途理事会において入会の可否を協議することとする。

(その他)

第3条 本規程に定めのない事項であって必要な事項は、理事会で決定する。

(附則)

この規程は、平成30年3月9日から施行する

【参考】公益社団法人日本介護福祉士会 定款（抜粋）

第5条 本会の会員は、次の3種とする。

- (1) 正会員 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第2条第2項に規定する介護福祉士であって、本会の目的に賛同して入会した者
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者